

財務省第4入札等監視委員会令和2年度第4回定例会議 議事概要

開催日及び場所	会議の開催を中止し、審議書類の回覧をもって会議の代替とした。 審議書類の回覧終了日:令和3年6月18日(金)		
委員	委員長 末松 栄一郎(埼玉大学大学院 人文社会科学研究科長) 委員 大澤 一司(アーク法律事務所 弁護士) 委員 小山 彰(小山公認会計士事務所 公認会計士)		
審議対象期間	令和3年1月1日(金) ~ 令和3年3月31日(水)		
抽出案件	5件	(契約の概要)	(備考)
競争入札 (公共工事)	1件	契約件名 : 国有財産(土留壁護岸部)応急復旧工事 契約相手方 : 株式会社ミドリヤ (法人番号 : 2050001021971) 契約金額 : 6,930,000円 契約締結日 : 令和3年2月15日 担当部局 : 関東財務局	【案件1】
競争入札 (物品役務等)	4件	契約件名 : 甲府合同庁舎で使用する電気 契約相手方 : 東京電力エナジーパートナー株式会社 (法人番号 : 8010001166930) 契約金額 : @718.99円ほか 契約締結日 : 令和3年1月27日 担当部局 : 関東財務局	【案件2】
		契約件名 : 関東信越国税局内で使用する備品の購入 契約相手方 : 株式会社サンユー (法人番号 : 4010001104613) 契約金額 : 4,654,100円 契約締結日 : 令和3年2月8日 担当部局 : 関東信越国税局	【案件3】
		契約件名 : 税務大学校関東信越研修所で使用する備品の購入 契約相手方 : 株式会社サンユー (法人番号 : 4010001104613) 契約金額 : 4,099,920円 契約締結日 : 令和3年2月24日 担当部局 : 関東信越国税局	【案件4】
		契約件名 : 関東信越国税局及び管内税務署で使用する備品の購入 契約相手方 : 株式会社サンユー (法人番号 : 4010001104613) 契約金額 : 9,979,860円 契約締結日 : 令和3年3月3日 担当部局 : 関東信越国税局	【案件5】
うち応札(応募) 業者数1者関連	1件	甲府合同庁舎で使用する電気	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件1】            国有財産(土留壁護岸部)応急復旧工事</p> <p>予定価格の積算に問題はなかったか。</p> <p>落札率が極めて低くなった要因は何か。</p> <p>杜撰な工事のおそれはないか。</p> <p>本案件と同じ場所で石積護岸部工事を行っているが、両工事に関連性はあるか。また、両工事の違いは何か。さらに、両工事を一括して発注することは考えられなかったか。</p>	<p>港湾区域工事の専門業者に復旧工法等を聞き取りのうえ積算しており、問題はなかった。</p> <p>主な要因は、①資材が安価で調達可能、②同種の工事実績による作業の効率化、③施工機材の一部所有、である。            さらに、契約相手方は諸経費の低減も図ることができたと考えられ、乖離が生じた。</p> <p>工事施工の各段階で、現地確認や現場写真を用いて施工状況の確認をしており、杜撰な工事とはなっていない。</p> <p>本案件と石積護岸部は同一の財産であるが、被災箇所が離れており、施工に関連性はない。            本案件は地上から施工する陸上土木工事であり、石積護岸部工事は前面水域から施工する海洋土木工事である。            両工事の一括発注は技術的に可能であるが、前年の台風15号及び19号の復旧のため、海洋土木工事が例年以上に調達され落札が厳しいことから、不調による共倒れを防ぐため、別々の発注とした。</p>
<p>【案件2】            甲府合同庁舎で使用する電気</p> <p>一者入札になった理由は何か。対応可能な業者が限定される仕様ではないか。公正な競争を妨げる要因が存在するのではないか。</p> <p>対応可能業者は何者程度あると想定していたか。</p> <p>契約期間が令和3年2月1日から令和4年の1月31日までであるが、4月1日からではない理由は何か。</p>	<p>聞き取り調査をしたところ、①他の官公庁の入札と比較検討し、契約電力等の規模が小さい②入居官署等ごとに請求書を分割して発行ができない、との理由であった。            過去に同様の仕様で異なる業者と契約していることから、対応可能な業者が限定されているとは言えず、公正な競争を妨げる仕様とは考えていない。</p> <p>3者以上あると想定していた。</p> <p>庁舎の供用開始日(H24.2.1)から1年ごとに契約を更新している。            本契約は会計法第29条の12で定める契約(電気の供給を受ける契約)に該当し、翌年度にわたり契約を締結している。</p>
<p>【案件3】            関東信越国税局内で使用する備品の購入</p> <p>【案件4】            税務大学校関東信越研修所で使用する備品の購入</p> <p>【案件5】            関東信越国税局及び管内税務署で使用する備品の購入</p>	
<p>(案件3～5共通)</p> <p>案件3～5をまとめることで、より安価に購入することはできないか。</p> <p>応札者が2者と少なく、納期までの期間が短いため、対応可能業者が限られる仕様ではないか。</p>	<p>調達を決定した時期が異なるため、まとめることができなかった。</p> <p>購入品目はすべて既製品であり、また、過去の調達実績からみても、契約日から納期まで1ヵ月あれば十分と認識しており、対応業者が限られる仕様ではない。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>(案件3、5共通)</p> <p>ほぼ同時期の案件であり、調達する納品物もほぼ共通であるが、案件4の入札業者が入札に参加しなかったのは何故か。</p>	<p>当該業者は、たまたま税務大学校関東信越研修所から案件4の入札情報を入手して参加したとのことである。</p>
<p>(案件4、5共通)</p> <p>契約締結日から納期まで1箇月弱であり、もっと納期に余裕を持った調達はできなかったのか。</p>	<p>購入品目はすべて既製品であり、また、過去の調達実績からみても、契約日から納期まで1ヵ月あれば十分と認識した。</p>
<p>(案件3)</p> <p>もう少し早い時期に入札公告はできなかったのか。定員増加のために事務用備品を用意する必要性を認識したのはいつか。</p> <p>契約締結日から納期まで1箇月半程度であり、納期に余裕を持たせた調達はできなかったか。</p>	<p>増加する職員に必要な事務用備品の品目及び数量が決定したのは令和2年12月末、仕様書の完成は1月中旬であり、これ以上早い時期に入札公告することはできなかった。</p> <p>購入品目はすべて既製品であり、また、過去の調達実績からみても、契約日から納期まで1ヵ月程度あれば十分と認識した。</p>
<p>(案件4)</p> <p>もう少し早い時期に入札公告はできなかったのか。教育官が使用する事務用備品の必要性を認識したのはいつか。</p> <p>ほぼ同時期の案件であり、調達する納品物もほぼ共通なのに、案件3及び案件5の入札業者が入札に参加しなかったのは何故か。</p>	<p>教育官の増員に必要な事務用備品の品目及び数量が決定したのは1月中旬、仕様書の完成は1月下旬であり、これ以上早い時期に入札公告することはできなかった。</p> <p>当該業者に確認したところ、案件4の入札公告を確認していないため参加しなかったとのこと。</p>
<p>(案件5)</p> <p>もう少し早い時期に入札公告はできなかったのか。老朽化による備品更新の必要性を認識したのはいつか。</p>	<p>老朽化による備品更新の必要性は1月下旬に認識した。次に新任職員配属に伴い事務機の不足数量が確定し、入札執行が必要と判明したのが2月初めである。そのため、これ以上早い時期に入札公告することはできなかった。</p>